

徳島市都市計画審議会への提出書類等について

- ・ 都市計画の変更素案の公聴会 …… 1 ページ
- ・ 徳島県との事前協議 …… 2 ページ
- ・ 都市計画の変更案の縦覧期間中に提出することができる意見書の要旨 …… 4 ページ

都市計画の変更素案の公聴会

都市計画法第16条第1項の規定により、以下の都市計画の変更素案について公述の申出を受け付けたところ、公述の申出がなかったため公聴会は中止した。

1 都市計画の変更素案

徳島東部都市計画下水道の変更（素案）（徳島市決定）
徳島市公共下水道

徳島東部都市計画下水道の変更（素案）（徳島市決定）
田宮北都市下水路 外9都市下水路

2 公述の申出受付期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月6日（金）まで

徳島県との事前協議

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項に係る県と市町との協議実施要領の規定により、以下の都市計画の変更案について徳島県との事前協議を行った。

1 都市計画の変更案

徳島東部都市計画下水道の変更（案）（徳島市決定）
徳島市公共下水道

徳島東部都市計画下水道の変更（案）（徳島市決定）
田宮北都市下水路 外9都市下水路

2 協議期間

令和8年3月5日（木）から令和8年3月12日（木）まで

3 回答

別紙のとおり



ま第117号
令和8年3月12日

徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島県県土整備部プロジェクト担当部長



徳島東部都市計画下水道の変更について
(令和8.3.5都建発第460号に対する回答)

このことについては、意見ありません。

都市計画の変更案の縦覧期間中に 提出することができる意見書の要旨

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、以下の都市計画の変更案を公衆の縦覧に供したところ、同条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

1 都市計画の変更案

徳島東部都市計画下水道の変更（案）（徳島市決定）
徳島市公共下水道

徳島東部都市計画下水道の変更（案）（徳島市決定）
田宮北都市下水路 外9都市下水路

2 縦覧期間

令和8年5月15日(金)から令和8年5月29日(金)まで

3 受付意見書数

なし